



農村救済策として府縣道を改良せよ

田 中 好

第六十二回帝國議會の途中に「農村を救へ」と言ふ聲が中央に達して、政府は勿論のこと政民兩黨とも今更のやうに慌てたが、農村の窮乏は今に始まつたものではなく既に四五年前からのことである。夫れに幾代かの内閣が常に農村対策を輕視して假令其の實情を知つてゐても耳を掩ふて都市政策にばかり耽つてゐた。六年度に計畫された失業救済事業の執行に當つても失業者の歸農を勧誘しながら農村の振興を考えなかつた。此調子であつたから農村生活は益深みへ陥るばかりである。夫れが協力内閣の出現に依つて既成政黨の手を藉らないで直接救済を要求さるゝに至つた。之に動機して政府が有效にして適切な何等かの対策を講ぜむとし、所謂五省會議が開かるゝやうに爲つたのは遅時きとは言ひながら喜ばしいことである。

農村が今日のやうに窮乏するに至つた原因は色々あらうが、農産物が他の物貨に比較して非常に暴落し農家の収入が著しく減少してゐるのに、物價暴落以前に於ても既に過大であつた租稅其の他の公課は依然として減少されない、従つて農家は無理算段して渡世して來たが、遂に農業經營に必要な種子や肥料乃至は農業用具の買入れにさえ困憊するやうに爲つた。其の甚しいものに爲ると來るべき收穫期迄の生活食料にも窮迫し、深刻な救濟要求を見るに至つたのである。是等農村疲弊を救濟し農村を更生せしむるの方途は指を屈するも尙足らないのであつて、随分思ひ切つた根本的の對策を講ぜなければ更生の曙光を見出さないのである。然るに現在の農村に於ける實生活は從來の借金を返還するどころでなく食ふに困つてゐると言つた有様で、「農民は後の百より今五十」と言つた調子に生活權の維持を要求してゐる、之を救濟するのが刻下の喫緊事と言はねばならぬ。

之が應急措置としては農民生活の資と農業生産に必要な資金を早急に充實せしむることである。之が爲には低利資金を融通することも一つの方法であらう。併しそのみに依ることは一層農村の債務を増加し後世人を苦しましむることゝ爲つて餘り歓迎すべき方法ではない、夫れかと言つて漫然生活資金を與へることは惰民の増加を獎勵することゝ爲つて許さるべき得策ではない。矢張り働けば金が得られる金を得れば生活が樂になると言ふ氣分を喚起し、農村自身の更正精神を涵養することが肝要である。それに就ては農民が就勞し農村金融を圓滑ならしむるやうな國家公共團體の事業を起興し、是れ迄に爲すべかりし事業であつて爲し得なかつた事業を執行し農村を救濟することが一石二鳥の得策である。

右の趣旨に依つて起興すべき事業は尠くない、併しながら之を起興する動機に稽え他面事業の效果に鑑て事業を選択する必要がある。即ち其の事業は農業労働者の容易に就勞し得べき農業労働と同一若は類似の事業でなければならぬ。又其

の事業は一地方に偏在しないものであつて各町村普遍的に起興し得べきものに限るべく、他町村の農民を一町村に集中し若は就勞の爲に時間を要するものゝ如きは避けねばならぬ。事業は特殊の技能を要せずして一般農民の容易に就勞し得べきものであつて勞力を要することの多きものなることを必要とする。又其事業には農民の所有し使用しつゝある土地物件を多量に必要とするものであつて、夫等の買収に依つて農村金融の圓滑を助成せしむるものなること等は事業の必然的要件である、更に起興すべき事業は農村を振興せしむるに最も効果あるものに限るべきは言を俟たない。

以上述べた要件を最も多量に具備するものは土木事業であるが、其の内最も有効にして適切なものとは道路の改良と言はねばならぬ、蓋し道路は人の生活する所在にあるのであるから起興地の採擇が極めて自由であるのみならず、農村道路は土工が其の大部を占め農民の何れもが容易に就勞し得る農業労働と同一の労働を以て足る特質を持し、改良作業の爲には農民の所有する土地の買収を必要とし農村に散在する材料を使用し得る特質を持つからである。又一面農村不振の原因が道路交通不便の爲に著しく生産物の價格を低減し反之農村消費物價に多額の運送費を負擔せしめられつゝあることに鑑るときは、道路を改良することは農村の現状を救済し農村を振興せしむる上に於て最も有效な事業と言はねばならぬ、或は今日の如く農村の疲弊を見るに至つた原因も交通機關の發達に依るものとし、交通機關が發達したが爲に農民が都會に集中したと觀察し、交通機關の發達を呪咀し、之が改良を不急とする論者もあるが、農民離村の原因は論者が言ふが如く簡單なものではなく、資本主義的經濟組織の下に於ては都會に於ける工場賃銀が高いのと、都會に於ける物質的文明並に精神的文化に浴せむとする人の欲望の勢、言はゞ社會的原因と經濟的原因とに依るのであつて、之を察知せずして交通機關道路の改良を呪咀する如きは、今日農村が道路の不備の爲に當然蒙るべき利益に浴してゐない現状を知らざる愚論と言

はざるを得ない。

或は農村対策として林道の開設を主張する論者もある、之も固より否むべきではないが、事業を選択するに方つてはことの緩急と、事業の價值效果に鑑み判断することを要する。論者は彼の秩父山奥より東京まで僅に二十餘里に於ける運材に一石三圓餘を要し、夫れが米國より東京までの運賃に二三倍する如きは全く林道の不完全に基くものであると言つて林道の開設が農村の救済上に緊急な施設であると唱えてゐる。併し林産物を需要地に運搬するのに林道だけを開設し完全なものにしても林道より鐵道又は其の他の交通機關に連絡するには一般道路を使用しなければならぬ、此場合に於て一般道路不完全なものであるが故に高價な運賃を負擔するに至るのである。殊に林道開鑿に依る效果が一部山林經營者の利益を齎すに反し一般道路の改良が全農民の利益に歸することに鑑るときは論者も亦思半ばに過ぎるものがあらう。世の所謂農政學専門の大家が、世論を論議するに方つて其の専門の領域に立脚し夫れに捉はれて認識を誤りつゝあることは、從來我が農村を發展せしめ得なかつた原因でないかを疑ふのである。

農村救済策として溜池の増築が叫ばれ或は耕地整理事業、用排水幹川改良事業乃至漁港の改築等々と、從來農林省が爲し來つた事業の量的擴張を主張する向もある。固より是等の事業は何れも農村救済の爲に役立つ事業であつて、假令夫等が在り來りの仕事をするに止まり何等の嶄新味がないにしても、筆者は其の事業の起興されむことを歓迎して已まない。併しながら耕地整理事業の如きは土地所有權其の他權利者等の關係上即座に成立し得べき事業でないことや、漁港の修築乃至は用排水幹川工事にしても潮流風位乃至は水量等の關係で、既に調査済のものは格別としても新に計畫するに當つては相當の日子を要し、之を詳細に調査審議した上でなければ事業の效用を擧げ得ないのみならず、萬一之を誤つて既往に於てなめた如き失敗を繰返す如きことあらば、折角の農村救済策も農村の永遠に亘つて禍根を残すことに爲るから餘程深

慮を要する。之を想ふときは施工に最も安全にして直に執行し得べき事業は道路の改良を措て他にないと言つても過言ではない。

然らば如何なる道路を改良するを以て農村の急を救ふに適當なるかと言ふことに爲る。一部の論者は町村道を改良することを以て有効且つ適切な事業としてゐる。成る程、農民就勞の見地だけに立脚して考察するときは必ずしも咎むべきでない。政府も亦曩年道路政策を樹てたとき府縣道以下道路即ち町村道改良の爲にも補助政策を採ることにしたので、之を實現せむとするのは其の理想に近寄りむとするのであつて寔に喜ぶべきであるが、道路政策の見地よりすれば未だ町村道の改良を助成するまでに至つてゐない。農村を救濟するが爲の道路工事なりとしても他の道路の改良に依つて農村救濟の實を得れば可いのであるから筆者は必ずしも町村道の改良を最善の事業と見ないのである。

國道は國內の幹線交通に供せられてゐるものであるから全國各町村に配置されてゐないことは當然であるが、府縣道配置の状況を見ると、例の郡制廢止に伴ひ郡道の整理に當つて之を殆ど全部府縣道に認定した。従つて現在の府縣道は北海道を除いて二萬四千六百五十里の多きに達してゐる。之が配分状況を見ると、全國一萬一千三百九十七町村の内府縣道の通過してゐない町村は僅に三百九十五箇町村に過ぎない有様であつて、其の大部分たる一萬一千二町村には相當の府縣道がある譯である。然るに其の府縣道は構造頗る劣悪であつて、自動車の經濟的交通可能なものは至つて尠く、道路構造令が要求してゐる規格を有するものは二千六百四十里に過ぎない有様であつて、他の二萬二千十里はまだ改良されてゐない。是等の道路は地方交通の中樞を爲すものであつて、之を改良することは事業本位からして町村道改良の夫れ以上の急務であることは何人も異論のないところであらう。筆者が林道開設論者に與えたやうに、農村救濟策として行ふ事業であつて

も事業本位を忘れて計畫するときは遂に町村百年の悔を残すことゝ爲る。従つて農村救済を本位とする場合に於ても府縣道の改良に依つて救済の實を擧げ得れば其の目的を達成するのであるから、筆者は農村救済策として府縣道の改良を提唱し、府縣道の通過してゐない町村に於ける町村道の改良を強調する。

○
農村の疲弊を救済するが爲に按ずる道路の改良計畫であるから其の救済の對象を決定せなければならぬ、現時の狀勢の下に於て救済を必要とするものは純然たる農村に止まらないで所謂山村漁村をも救済するの必要がある。然らば是等農山村に於ける如何なる種類のものもを救済するかの問題と爲るのであるが、悲しい事には之を明確にし救済者を推定するだけの統計がない事である。昭和七年に農林省から刊行されてゐる第七回農林統計に依つても餘り明確でないから同六年十二月内務省が府縣の統計資料に依つて集計した國勢一斑の示す所に依つて昭和四年に於ける農産、畜産、林産及水産の總生産額を見ると、四十六億百十九萬七千圓であつて、四年の物價を基準として商工省が發表した本年五月の物價指數を見ると七五・五と爲つてゐるから其の額を推定すると三十四億七千三百九十萬圓と爲つて物價が低落した額は十一億二千七百二十九萬圓と爲るのであつて、詰り昭和四年に於ける農村収入を得しむるが爲には十一億の鉅額を以てせなければならぬ勘定と爲るのであるが、此内國家が救済すべきものゝ範圍を理論的に決定することも困難否な不可能事である、又之が救済は獨り救済事業の起興に依つてのみ目的を達し得べきものでなく、農村に對する諸種の政策の實行と相俟つて解決さるべきものであるから、筆者は事業執行能力の許容する範圍に於て農村救済の一助と爲るべき道路の改良を提唱する。

前にも言つた如く全國一萬一千の町村には府縣道が通過してゐるのであるから是等町村に對し、一町村平均一キロの府縣道を改良せしむるときは、一ヶ町村に付一萬五千圓の工事費を投下する勘定と爲る、従つて總工事費は一億六千五百萬

圓に達するのであるが、政府は之に對し四分三を補助するものとして一億二千三百七十五萬圓を要し、府縣の負擔は四百二十五萬圓と爲る。府縣道を有せざる三百九十餘箇町村に對しても矢張り一箇村ニキロの町村道を改良せしむるときは一ヶ村一萬五千圓の工事費を要し總額は約五百九十五萬圓と爲る、之に對し府縣は其の全額を町村に補助し、此府縣の補助金に對し國庫は其の四分三を補助するときは、四百四十六萬圓を要する勘定と爲る。若し府縣道が通過してゐる町村であつて既に其の府縣道が改良されてゐるものがありとすれば、夫れは前記府縣道改良費を以て町村道を改良すれば十分である。以上二口の總工事費は一億七千九十五萬圓に達し、政府の負擔は一億二千八百二十一萬圓、府縣は四千二百七十四萬圓を負擔することゝ爲る。然るに總ての府縣に於ては財政上之を容るゝに餘地ないものがあらう、夫等に對しては無利子の資金を貸付し五ヶ年据置の後償還せしむるとせば、餘り府縣の財政を壓迫せず所期の目的を達することゝ爲る。

右に述べた總工事費一億七千九十五萬圓の内譯を見ると、其の五割が農民の就勞する所謂勞力費に該當し、一日一圓の賃金を支拂ふものとすれば延八千五百四十七萬人の農民を使用することゝ爲る。更に二割の用地買收費及其他の補償金を支拂ひ一割の農村材料を使用するものと勘定するときは勞働賃金の外に約五千二百二十九萬圓の金を農村に還元することゝ爲るのである。救済を要するものゝ範圍を決定することは困難ではあるが、小作人と自作兼小作人の救済が急を要するものと假定すれば是等の戸數は約三百八十六萬戸であるから一戸當平均二十二圓の勞賃を得しむるに至る。是で尙救済の實を擧げ得ないのは勿論であるが、救済事業として起興さるべき河川工事や或は農林省の計畫する土木事業に依つて得べき勞賃等を合するとき、此急を救ふ策としては十分であらう。以上の工事を此後二三年繼續して執行したならば農村の救済の實を擧げ得るであらう。

以上述べた工事であつて町村道に屬するものは町村の直營に依らしむるのは當然である、又府縣道に關する工事は府縣

の直營に依るのも結構ではあるが、農閑期を利用して全國町村一時に起工するものに在つては其の實行は容易のことではない、故に地元請負即ち起工地の公共團體をして請負はしむることが適當な方法である。固より地元請負の利害得失に就ては常に議論のある所であるが、農村救済事業の如く農民を就勞せしめ農村地方に散在する工事用材を使用して農村金融を圓滑ならしめむとするものに在つては地元請負が最も適當してゐる。蓋し農民窮乏の實情は町村に於て最も克く知悉してゐるから其の實情に應じて就勞せしむる利便がある。又工事に必要な材料を選択するに就ても町村の實情に適したものを使用する自由が與えられ、用地買収又は物件移轉等が極めて順調に進む利益があるの外請負利益を賃金化し賃銀立替の手數料を省く等の利益がある、更に精神的方面に就ても吾等郷里の道路を改良するの奉仕的感念を助長せしめて愛郷心の爲に工事が完全に執行せらるゝことになるからである。併しながら之に伴ひ弊害も亦あるのであつて、事請負であるが爲に危険を負擔しなければならぬ、従つて損失を蒙つたときは往々にして村財政を紊亂することがある、又町村には適當な技術員が居ないから工事を粗雑にする虞があるの外特別の技能を要する工事を執行するの能力がないことや第三者に工事を下請けせしめて利潤を取得する虞がある。併しながら道路工事請負の如きは餘り危険のあるものではない點に於て地元請負としての特質を持つてゐて餘り懸念すべき問題ではない。技術員がゐない爲に工事を粗雑にすると言ふ懸念も府縣技術員の指導監督に依つて之を防止する方法もある。固より之が爲には府縣に多數の技術員を要することゝ爲るが夫れでも直營の場合に比して其の數は尠い譯である。唯だ特別の技能を要する部分的の工事が有る場合に在つては下請負に附するものも亦已むを得ないであらうが、此方法に依るときは府縣知事に於て嚴重に取締ることゝすれば弊害を防止し得るであらう。之を要するに農村救済土木事業の執行は地元町村の直營か若は地元請負の方法に依るを適當とする。筆者は以上述べた計畫を一日も早く右の方法に依つて執行し、一三年繼續して農村の窮乏を急に救済せむことを強調して已まない。